

新制度の保育料について（仕組み）

【別紙 1】

新制度では、幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障し、認定こども園や幼稚園・保育所などを利用した場合に、共通の仕組みで給付を受けられる。ただし、公費を確実に教育・保育に掛かる費用に充てるため、利用者への直接給付ではなく、市から施設に対して給付する仕組み（法定代理受領）となる。

(1) 認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定(教育標準時間認定)	保育を必要としない(教育のみ希望する) 満3歳以上 の子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)	保護者の就労などにより、 保育を必要とする 満3歳以上 の子ども	保育所・認定こども園
3号認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)	保護者の就労などにより、 保育を必要とする 満3歳未満 の子ども	保育所・認定こども園・地域型保育事業

※保育標準時間認定：フルタイム就労を想定した最長11時間の利用に対する認定 ※保育短時間認定：パートタイム就労を想定した最長8時間の利用に対する認定

(2) 本市が保育料を設定する施設

